

邑南町まちづくり基本条例

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 用語の定義
- 第3条 条例の位置付け

第2章 まちづくりの基本理念

- 第4条 まちづくりの主体と参加の権利
- 第5条 まちづくりの基本原則
 - ① 協働
 - ② 情報の共有
 - ③ コミュニティ
 - ④ 伝統・文化・暮らしの伝承と環境保全

第3章 参加・協働

- 第6条 町民参加の場の確保
- 第7条 町民の参加と責任
- 第8条 審議会等への参加
- 第9条 計画策定への参加

第4章 情報の共有

- 第10条 町民の権利
- 第11条 情報収集と共有
- 第12条 説明責任と情報公開
- 第13条 個人情報の保護

第5章 コミュニティ

- 第14条 町民の役割
- 第15条 コミュニティの育成

第6章 伝統・文化・暮らしの伝承と環境保全

- 第16条 伝統・地域文化・暮らしの継承
- 第17条 環境保全

第7章 町議会

- 第18条 町議会の責務

第8章 町（町の執行機関）

- 第19条 町の役割
- 第20条 町民からの意見・要望・苦情への対応
- 第21条 行政評価
- 第22条 町長の責務
- 第23条 町職員の責務

第9章 この条例の見直し

- 第24条 条例の見直し

附則

(前文)

邑南町は、島根県中南部、中国山地のただなかに位置し、中国太郎江の川といくつかの支流が流れ、たくさんの動植物が生息する、山河の自然あふれるところです。かつて先人達は、額に汗しながら川沿いの平坦地を耕し、溪流沿いに棚田を造成し、背戸山を管理して、自然の恵みを受けながら細やかな地域コミュニティの中で里山の暮らしを守り育んできました。そしていま、わたしたちの生活は、その先人達から受け継いだふるさとで営まれています。わたしたちは先人の英知に学び、努力に習い、豊かな自然環境と培われてきた伝統的生活文化を大切に将来に引き継いでいくとともに、一人ひとりが自助と自立の心を持って主体的にまちづくりを考え、人権を尊重しあい互助の精神をもちながらコミュニティを形成していくことで、まちづくりの礎を築きます。そして、わたしたちは、そのコミュニティを基軸にして、「自立した田舎づくり」を目指します。

邑南町は平成16年10月、町村合併によって誕生した新しい町です。この町村合併を契機に町民と町が共通の目標を定め、それに向かい共に「和」をもって行動することが大切です。

そこでわたしたちは邑南町民憲章にのっとり、町民と町がまちづくりの基本理念を共有し、相互の協働による自立した地域社会を実現していくために、この条例を制定します。

解説

・「まちづくり」の主体はわたしたち町民です。主体者であるわたしたちには、自ら考え行動する自助・自立の心が求められています。それは、かつての里山の暮らしなかで発揮されていたものですが、時代が進み、私たちの生活がより合理性、利便性を求めるものへと変わっていくなかで次第に希薄化してきました。伝統的生活文化を見つめ直すなかで自助・自立の心をもう一度考えてみることも必要です。

・わたしたちには、邑南町に住んでいることを誇りに思い、かけがえのない邑南町の自然環境や独自の地域の伝統文化を大切に将来に引き継いでいくとともに、自治の精神のもと、個性豊かで活力に満ちた地域社会をつくりあげていくことが求められています。

・「自立」とは単に個人の自立にとどまらず、集落や自治会等のコミュニティの自立、また邑南町を包括した地域社会の自立を目指します。

・「田舎」とは、場合によってはマイナスイメージに取られがちですが、ここでは、都市にはない自然環境や伝統、文化、暮らしなど、豊かな魅力のある地域として「田舎」という表現を用いています。

・邑南町が目指す「和」のまちづくりを実現するためには町民と町が一体性をもって取り組む必要があります。そのために邑南町民憲章にのっとり、この条例に掲げる基本理念が共有され、協働によるまちづくりが進められることを目標としています。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、邑南町のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに町民参加の権利と責任、町民と町の役割や責務を明確にすることによって、相互理解のもと、協働でまちづくりが進められていくことを目的とする。

解説

- ・ ここでは、この条例の制定目的を述べています。
- ・ この条例の趣旨として、まず必要なのが、邑南町のまちづくりの基本理念（まちづくりへの方向性）（第4条及び第5条）を町民が自覚し共通認識をもつことです。そのために冒頭で「邑南町のまちづくりの基本理念を明らかにする」としています。
- ・ 次に必要なのが、町民がまちづくりに参加する権利や町民と町それぞれの役割や責務を明確にすることです。それは、まちづくりの考え方や役割をそれぞれが自覚することで、同一の目標に向かい共に活動することができるからです。このように邑南町は「町民と町の協働によるまちづくり」を目指し、その仕組みをルール化するためこの条例を制定します。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 町民が安心して安全に暮らせ、心豊かに生活できる環境をつくるための取り組みをいう。
- (2) 邑南町 町全体をいう。
- (3) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (4) 町 町議会及び町の執行機関（町長、各委員会、審議会等）をいう。
- (5) 参加 まちづくりに関する各種事業の計画、実施及び評価に関し、意見を述べるなど町民自らが主体的にかかわることをいう。
- (6) 協働 町民と町が同一の目的を達成するため、互いの責任のもと共に協力して活動することをいう。
- (7) コミュニティ 集落や自治会など一定の地域を媒介として結ばれる共属意識が形成されている組織をいう。

解説

- ・ 第2条では、この条例を読むにあたり共通して条文の意味が理解できるよう、判断しにくい用語を分かりやすく定義しました。
- ・ 町の執行機関には、町長の補助機関である町の職員を含みます。
- ・ 第2条第(5)号で定義した「参加」の意味は、地区の祭り、レクリエーション、趣味などは別と考えます。
- ・ 第2条第(7)号では、「コミュニティ」の定義を集落や自治会など地縁組織に限定しています。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、邑南町のまちづくりの基本理念を定めたものであり、他の条例、規則等の制定改廃にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重するものとする。

解説

- ・ この条例は、町民主体のまちづくりを進めるための基本となる定めであり、町政運営における規範となる条例です。よって、他の条例、規則、規程、要綱および計画は、最大限この条例が規定する考え方によらなければなりません。

第2章 まちづくりの基本理念

(まちづくりの主体と参加の権利)

第4条 まちづくりの主体は町民であり、誰もが互いに平等な立場で自由に参加する権利を有する。

解説

- ・ まちづくりの主役は町民です。よって、この条例の冒頭でまちづくりの主体は町民であることを宣言します。
- ・ みんなのまちである以上、みんなで作り上げるのがまちづくりです。そのためには子どもからお年寄りまで全ての人たちの意見が尊重され、大切にされるような仕組みづくりが必要となります。(まちづくりについて意見を言えるのは、一部の町民ではありません。) よって、誰もが平等な立場で、自由に参加できる権利を保障したのです。
- ・ 参加は町民の権利であり、参加すること、あるいは参加しないことを理由に不利益、差別的な扱いを受けることがあってはなりません。

(まちづくりの基本原則)

第5条 町民と町は、第1条の目的を達成するため次の各号に掲げる基本原則に基づきまちづくりを進めていくものとする。

- (1) 町民と町は、互いの役割と責任のもと、協働でまちづくりを進めていくものとする。
- (2) まちづくりは、町民と町が必要な情報を共有しながら進めていくものとする。
- (3) 町民と町は、コミュニティがまちづくりにおいて重要な役割を果たすことを認識し、これの育成、発展に努めるものとする。
- (4) 町民と町は、培われてきた自然・伝統・文化・暮らしを大切に、邑南町の特性を活かしたまちづくりを進めていくものとする。

解説

- ・ 邑南町は、まちづくりの基本原則を4項目に絞っています。
- (1) 第1の基本は、町民（及び町民同士）、役場、議会、町内のまちづくり活動団体（自治会、集落、ボランティア団体、老人会、婦人会、NPO法人など）が、共に考え、共に行動し、共に検証する連携の仕組みづくりを構築し「協働のまちづくり」を進めていくことです。
- (2) 第2の基本は、「情報の共有」です。町の基本姿勢として、主要な事業等の計画、実施、評価それぞれの過程において町民の参加を保障しながらまちづくりを進めていきます。そのためには請求による情報の開示だけでなく、町の保有する情報を積極的に提供していくことが必要となります。また、情報共有は行政からの情報提供だけでなく、町民の積極的な情報収集と町民から行政への情報提供も必要となります。このように町民と町が情報を共有することで初めて対等な議論が出来るという考えのもと、まちづくりを進めていきます。
- (3) 第3の基本は、コミュニティの育成と町との連携です。ここでは「コミュニティ」を集落や自治会の地縁組織と定義し、自主的・自立的な活動を推進していきます。行政だけでは解決できない地域の課題をコミュニティと連携して取り組んでいきます。
- (4) 第4の基本は、この条例の前文に示した考え方を町民と町、それぞれが認識し、まちづくりに取り組んでいくことです。

第3章 参加・協働

（町民参加の場の確保）

第6条 町は、町の実施する主要な事業等について町民の意思が反映されるよう計画、実施及び評価、それぞれの過程において町民の参加を保障し、その機会の確保に努めなければならない。

解説

- ・ 町は、この条でまちづくりに関する意思決定の場に町民の参加を保障していますが、町がその機会を提供しなければ保障したことになりません。よって町民参加を実効性のあるものにするため、下記に示す手法などにより、その機会の確保を果たしていきます。
- 主な住民参加の手法
 - ・ パブリックコメント（町の施策に対して町民に意見を求めていく方法）
 - ・ 座談会、説明会、意見交換会など
 - ・ アンケート方式
 - ・ ワークショップ方式（ワークショップは、参加者全員が主役です。みんなで議論したり、勉強したり、実際に何かを作り上げたりと、共通の体験をしながらみんなで提案や計画を作りあげていくことをいいます。）

(町民の参加と責任)

第7条 町民は、まちづくりに参加する場合において自らの責任ある発言と行動に努めるものとする。

解説

- ・ わたしたち町民は、町の事業等の計画、実施及び評価それぞれの過程において意見を述べる場合、個人的な利益のために発言や行動をするのではなく、公共的な視点（町民みんながよくなる方向）で発言し行動するよう努める必要があります。無責任な発言や行動は話し合いの妨げになることから、「意見を述べる以上は、自分の発言と行動には責任を持ちましょう。」と規定しています。

(審議会等への参加)

第8条 町は、審議会、委員会などの委員には、定数の一部に公募の委員を加えるよう努めなければならない。

解説

- ・ 町は、町の条例などに規定する審議会、委員会などの委員を決定する際、広く町民から意見を求めるため、定数の一部に公募による委員を加えます。これまでは、同じ町民が委員をいくつも兼任する（同じ人がお願いされて）傾向がありましたが、任期を定め公募することで少しでも多くの町民の主体的な参加が期待されることから、定数の一部には公募の委員を加えることとしました。

(計画策定への参加)

第9条 町は、重要な計画の策定においては、広く町民の参加を求めて協働により策定しなければならない。

解説

- ・ 「重要な計画」とは、町の最高位計画である総合振興計画をはじめとした各種計画を示します。
- ・ 重要な計画を策定する場合は、町民の意向を踏まえることが前提でありこの条例の趣旨に沿ったかたちで作成されなければなりません。
- ・ 「広く町民の参加を求めて」とは、アンケート調査やパブリックコメント等の手法を用いて多くの町民の意見を集めようとするものです。

第4章 情報の共有

(町民の権利)

第10条 町民は、まちづくりに関して町が持つ情報を取得する権利を有する。

解説

- ・ まちづくりに関して町民と町が対等な立場で議論するためには、町民が必要な情報を必要とときに取得できる権利が必要となります。それは、同じ課題に対して情報を共有してはじめて対等な話し合いが出来るからです。この情報取得の権利が保障されたことにより町は積極的に説明責任を果たさなければなりません。
- ・ 町は邑南町情報公開条例に基づき情報公開を進めるほか、同条例第4章（総合的な情報公開の推進）により町民が町政に関する正確でわかりやすい情報を適切に得ることができるよう努めます。

(情報収集と共有)

第11条 町民はまちづくりに参加するため、町の発信する情報を自ら知るよう努めるものとする。

2 町民は、まちづくりに関する情報を町に提供するとともに、町民同士で共有するよう努めるものとする。

解説

- ・ わたしたちは、まちづくりに主体的に参加し発言する以上、受動的な（広報おおなん、無線放送などの役場から常に発信されている情報）情報を含め必要な情報を積極的に収集していく必要があります。
- ・ 地域には、自分たちにしか分からない現状や課題があり、その中には町が気づいていない情報も多々あります。地域課題の解決のためには、直面する課題に対して町民と行政が共通認識をもつ必要があります。そのためには行政から町民への情報提供だけでなく、町民から行政へ、町民から町民への情報提供の流れを築くことが必要と考え、この条文で規定しました。

(説明責任と情報公開)

第12条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の各種事業の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。

2 町は、まちづくりに関する情報を迅速に提供できるよう整理、保存しなければならない。

解説

- ・ 町は、第5条第2号の基本原則、「情報の共有」を積極的に行うため、町の各種事業の内容が町民に理解され、評価しやすく、分かりやすい方法により説明責任を果たしていきます。
- ・ 町は、町民が必要とする情報を必要とするときに迅速に得られるよう文書の整理、保存に努めます。

(個人情報保護)

第13条 町は、個人の権利及び利益が侵害されないよう個人情報の保護に努めなければならない。

解説

- ・ 町は、開かれた行政を目指し、説明責任を果たしていきますが、個人情報の適正な取扱いを行い、個人の権利及び利益が侵害されないよう個人情報の保護に努めていきます。

第5章 コミュニティ

(町民の役割)

第14条 町民は、コミュニティがまちづくりの基盤を担う重要な組織であることを認識し自主的、自立的な活動団体となるよう努めるものとする。

解説

- ・ わたしたちの地域のことはわたしたちが一番よく分かっています。だからこそ地域の直面している課題は、どうすれば解決できるかをコミュニティの一員として自分たちで考え、実践していく必要があります。よってわたしたちは、コミュニティが自主的、自立的な団体となるよう積極的に活動していきます。

(コミュニティの育成)

第15条 町民は、自らの住む地域に誇りと愛情を持ち、「自分たちの地域は自らの手で創りあげる」という思いをもちコミュニティを守り育てるものとする。

- 2 町民は、民主的な地域運営を進めるため、女性・若者・子ども達を含めた一人ひとりの意見が反映されるコミュニティづくりに努めるものとする。
- 3 町民は、子どもからお年寄りまですべての人たちが安心して安全に過ごせるコミュニティづくりに努めるものとする。

解説

- ・ コミュニティ（集落や自治会）の地域活動は、それぞれに風土、歴史、文化などの違いから活動内容や取り組み方には特色があります。わたしたちは、その特色や地域の仕組みを基盤として「地域で出来ることから始めていこう」という考え方に基きまちづくりを進めたいと考えています。また、それを実践しようとしてもコミュニティ組織の力だけでは限界があることから、出来ないところを行政が補っていき、そんな構図でのまちづくりを目指していきます。
- ・ これまで、コミュニティ（集落や自治会）の話し合いの場には、世帯の代表者が出席し物事を決定する傾向が強く、女性、若者、子ども達が意見を述べる機会が少なかったように思われます。この条は、そうした話し合いの場にみんなが参加できるような仕組みづくりを考え、わきあいあいと話ができるコミュニティの実現を願い規定しました。

- ・ 普段の生活の中での助け合いや支え合いはもちろんのこと、地域での予期せぬ災害に備えた防災体制づくり、高齢者や子どもたちを交通事故や犯罪から守ることなど、「相互扶助の心」を大切にして地域一丸となり取り組んでいきます。

第6章 伝統・文化・暮らしの伝承と環境保全

(伝統・地域文化・暮らしの継承)

第16条 町民は、培われてきた伝統的文化や暮らしを大切にするとともに、将来にわたり引き継ぐよう努めるものとする。

解説

- ・ 先人達は、主体的に伝統的文化や暮らしを引き継ぎ維持してきました。今わたしたちは、それをもう一度自分のものにして次世代へ伝えるよう努力する必要があります。よってその思いを込めこの条文を規定しました。

(環境保全)

第17条 町民は、邑南町の豊かな自然環境の価値を理解し、一人ひとりが環境への負荷の低減に努めるものとする。

解説

- ・ 邑南町の豊かな自然環境は、わたしたちに有形無形の恵みを与えてくれます。この自然環境を守るためには町民一人ひとり、自らが環境に加えられる影響を減らし、将来にわたり継続されるよう努めなければなりません。よってその実現のためこの条文を規定しました。

第7章 町議会

(町議会の責務)

第18条 町議会は、町的意思決定機関として、町民の意思が町政の運営に適切に反映されるよう活動しなければならない。

- 2 町議会は、町政が町民の意見を反映し、適切に運営されているか調査及び監視するとともに、その結果を町民にわかりやすく明らかにしなければならない。

解説

- ・ 議会は町的意思決定機関であり、町民の意思を尊重し、総合的に判断しなければなりません。よって日ごろから町民の声を把握するよう努めます。
- ・ 議会は執行機関を調査、監視する役割を有しており、その結果を町民へ報告しなければなりません。

第8章 町（町の執行機関）

（町の役割）

第19条 町は、町民ニーズに適切に応えるため、分かりやすく機能的な組織づくりに努めるとともに、職員の資質の向上に努めなければならない。

解説

- ・ まず、町民に分かりやすく機能的な役場の組織づくりに努めます。（課と課の連携を密にし、町民をたらいまわしにしない組織づくり）
- ・ 役場には、役場本庁のほかに出先機関があります。町としては、必要に応じ訪れる町民に対し素早い対応が出来ることや1箇所ですべての機能が足りるよう機能的な組織編成に努めます。また、町民のみなさんに笑顔で帰ってもらえるようなサービスの提供が出来るよう、職員研修を充実させ職員の資質を高めていきます。

（町民からの意見・要望・苦情等への対応）

第20条 町は、町民から意見、要望、苦情等があった場合には速やかに事実関係を調査し、責任をもって応答するものとする。

解説

- ・ 町は、町民から意見・要望・苦情があった場合には、責任をもって応答し、例え意見・要望に応えることが出来なくても、なぜ出来ないかを説明します。
- ・ わたしたち町民も町に対して意見・要望・苦情を言う場合は第7条の規定を遵守し、自らの発言や意見に責任をもちます。

（行政評価）

第21条 町は、町の施策や事業が能率的かつ効果的に行われているかどうかを定期的に評価し、その結果をわかりやすく公表するよう努めるものとする。

解説

- ・ 町は、行財政改革の視点からより効率的で機能的な町政運営を図る必要があります。そのためには費用対効果を重視し、無駄なことと必要なことを町民と共に検証し、判断していかなければなりません。また、「事業実施が計画どおり実施されているか」「目標に定めた効果があがっているか」「町民は満足しているか」などを定期的に評価するように努め、合わせて良い点は次の施策に活かし、反省点は速やかに改善するなど、仕組みづくりを構築していきます。
- ・ 町は、町の施策や事業について町民が評価しやすい（目標値を設定するなど）システムを構築します。

(町長の責務)

第22条 町長は、町政の執行者として町の事務を総合的に管理し、この条例の理念に基づき公正かつ誠実に町政を執行しなければならない。

解説

- ・ 誰が町長に就任しても、この条例に沿った町政を遂行しなければなりません。よって、この理念が継続して実行されるようこの条文に規定しました。

(町職員の責務)

第23条 町職員は、町民との信頼づくりに努め自ら積極的にまちづくりに取り組まなければならない。

- 2 町職員は、多様化する住民ニーズに応えるため必要な能力開発と自己啓発に努めなければならない。

解説

- ・ 町職員は、町民が安心して安全に暮らせ、心豊かに生活できるよう「まちづくりのプロ」という認識を持ち、まちづくりに取り組んでいきます。
- ・ 町職員は自らも町民であることを認識し積極的に地域活動に参加していきます。
- ・ 町職員は町民に信頼される存在でなければなりません。よってそのために必要な能力開発や自己啓発を行います。

第9章 この条例の見直し

(条例の見直し)

第24条 この条例は、邑南町のまちづくりの基本理念をもとに住民参加・協働の仕組みなどについて取り決めたものであり、今後の社会情勢の変化等により改正する必要がある場合は、速やかに検討を行い、この町にふさわしい条例となるよう町民の意見を反映しながら見直しを行っていくものとする。

解説

- ・ この条例は、社会情勢や町を取り巻く環境の変化により改正する必要がある場合には、見直しについて検討していきます。
- ・ また、見直しのほかこの条例に沿った町政が運営されているかどうかを検証します。

附則

(附則)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。